阿賀野市告示第２２１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和４年１２月２８日

阿賀野市長　田　中　清　善

１　都市計画の種類

阿賀野都市計画道路（新潟県決定）

２　変更路線

３・６・２　天朝大路線

３・５・４　水原停車場線

３・５・５　岡山百津線

３・６・９　山口外城線

３　縦覧場所

阿賀野市岡山町１０番１５号

阿賀野市役所　建設課